

山口県耐震改修促進計画の概要について

1 山口県耐震改修促進計画

地震による建築物の被害等を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震化を促進することを目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成19年3月に定めた県の計画

2 変更の経緯

- 大規模建築物や公益上必要な建築物の更なる耐震化を促進するための平成25年11月の法改正に伴い、本計画に、耐震診断結果の報告を義務付ける大規模建築物（ホテル・旅館等）を位置付け（平成26年7月）
- 平成26年7月の変更につき、公益上必要な建築物等を位置付けるもの

3 今回の変更内容

（1）公益上必要な建築物の指定及び耐震化の促進

- 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定
- 平成30（2018）年度末までに耐震診断結果の報告を義務付け

（指定する公益上必要な建築物）

所在地	建築物名称
下関市	下関土木建築事務所豊田分室
	下関農林事務所（総務課・企画振興室・農村整備部）
	下関農林事務所（農業部・森林部）
宇部市	宇部港ポートビル
萩市	萩健康福祉センター
	山口県漁業協同組合はぎ統括支店
下松市	久保公民館
柳井市	柳井健康福祉センター
周南市	大河内公民館
	徳山ポートビル
	戸田公民館
平生町	平生町中央公民館

（2）緊急輸送道路の指定及び沿道建築物の耐震化の促進

- 地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき緊急輸送道路を指定
- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・耐震改修を指示